

人権に関する市民意識調査

【調査へのご協力をお願い】

市民の皆さまには、日頃から市政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

高松市では、すべての市民の人権が尊重されるまちをめざし、様々な取組みを進めています。

今回、ご協力をお願いいたします「人権に関する市民意識調査」は、私たちのまわりにある様々な人権問題などについて、市民の皆さまの率直なご意見をお聞きし、そのご意見を参考に、これからの市の人権尊重を基本としたまちづくりに役立てるためのものです。

今回の調査は、高松市にお住まいの18歳以上の方の中から無作為抽出により3,000人を選び、行うもので、あなたを回答者の一人に選ばせていただきました。調査は無記名でお願いいたしますので、個人の回答内容が分かることはなく、また、この調査の目的以外に使用することはありません。

突然のお願いで誠に恐縮ですが、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成29年（2017年）8月

高松市長 大西 秀人

ご記入に当たってのお願い

- ☆ 必ず封筒のあて名のご本人がご記入ください。
- ☆ 回答は、調査票の該当する番号を○で囲んでください。
- ☆ ご記入いただいた「調査票」用紙は、無記名のまま、同封の返信用封筒（切手は不要です）に入れ、平成29年8月25日（金）までに郵便ポストへ投函してください。

この調査票に関するお問い合わせは、下記へお願いいたします。

高松市番町一丁目8番15号（高松市役所・7階）
高松市市民政策局人権啓発課
電話 839-2292 FAX 839-2291
E mail: keihatsu@city.takamatsu.lg.jp

人権とは、「人が人らしく生きていくために社会によって認められている権利」であり、誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的権利です。

【人権意識】

問 1 人権を身近なものと感じていますか。（○は1つだけ）

- 1 非常に身近を感じる
- 2 身近を感じる
- 3 どちらとも言えない
- 4 身近に感じない
- 5 まったく身近に感じない
- 6 わからない

問 2 人権に関することについて、どのようにお考えですか。（○はそれぞれ1つだけ）

	強く そう思う	そう思う	どちらとも 言えない	そうは 思わない	まったく 思わない
①人権は、一部の人の問題ではなく、自分自身も含むすべての市民の問題である。					
②自分の権利ばかりを主張して、他人の人権を考えない人が増えてきている。					
③ここ数年で、市民の人権への関心は高くなってきている。					

問3 人権に関する問題について、特に関心のあるものはどれですか。

(5つ○をつけてください。)

- 1 同和問題(部落差別問題)
- 2 女性に関する問題
- 3 子ども(*1)に関する問題
- 4 高齢者に関する問題
- 5 障がい者に関する問題
- 6 アイヌの人々に関する問題
- 7 外国人に関する問題
- 8 ハンセン病回復者に関する問題
- 9 HIV(エイズウイルス)感染者等に関する問題
- 10 刑を終えて出所した人に関する問題
- 11 犯罪被害者等に関する問題
- 12 インターネットによる人権侵害の問題
- 13 北朝鮮当局による拉致被害者及びその家族の人権問題
- 14 ホームレスに関する問題
- 15 性同一性障害者や同性愛者などのLGBT(*2)に関する問題
- 16 東日本大震災被災者及び東京電力福島原発事故に伴う被爆者にかかる風評被害等に関する問題
- 17 その他()
- 18 特にない

(*1) 子ども:子どもの権利条約に基づいて、18歳未満すべての者

(*2) LGBT: Lはレズビアン(Lesbian 女性同性愛者)、Gはゲイ(Gay 男性同性愛者)、Bはバイセクシュアル(Bisexual 性的指向が「女性」「男性」のどちらにも向いている人)、Tはトランスジェンダー(Transgender 心と体の性が一致しない人)をそれぞれ表しています。

【人権侵害】

問 4 今までに自分の人権が侵害されたと思った（感じた）ことがありますか。

（○は1つだけ）

- 1 ある → 問 4 - 1、2 へ
2 ない
3 わからない → 問 5 へ

問 4 - 1 問 4 で 1 を選ばれた方にお尋ねします。

どのようなことで人権が侵害されたと思い（感じ）ましたか。（○はいくつでも）

- 1 あらぬうわさや悪口などによる名誉や信用の侵害
- 2 公的機関や企業などによる不当な扱い
- 3 地域でのなかまはずれ、無理強いなど
- 4 家庭での暴力や虐待
- 5 人種、信条、性別、社会的身分又は門地による政治的、経済的、社会的関係における差別
- 6 プライバシーの侵害
- 7 職場でのいじめ・嫌がらせ（パワーハラスメント）
- 8 性的いやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）
- 9 その他（)
- 10 わからない

問 4 - 2 問 4 で 1 を選ばれた方にお尋ねします。

どのように対応しましたか。（○はいくつでも）

- 1 友だち、同僚、上司に相談した
- 2 家族、親戚に相談した
- 3 地域の自治会長や民生委員・児童委員に相談した
- 4 法務局、人権擁護委員に相談した
- 5 公的機関（県・市）に相談した
- 6 警察に相談した
- 7 弁護士に相談した
- 8 民間団体に相談した
- 9 相手に抗議するなど、自分で解決した
- 10 その他（)
- 11 何もしなかった

【同和問題】

問 5 「同和問題あるいは部落差別問題」と言われる人権問題を知っていますか。
(○は1つだけ)

- | | | |
|------------|-------------------------|---------------|
| 1 よく知っている | ┌───┐
├───┤
└───┘ | → 問 5 - 1、2 へ |
| 2 少しは知っている | | |
| 3 聞いたことがある | | |
| 4 まったく知らない | → | 問 6 へ |

問 5 - 1 問 5 で 1、2、3 のいずれかを選ばれた方にお尋ねします。

同和問題のことを初めて知ったのは、どのような状況でしたか。(○は1つだけ)

- 1 祖父母から聞いた
- 2 父母から聞いた
- 3 その他の家族から聞いた
- 4 親戚の人から聞いた
- 5 近所の人から聞いた
- 6 職場の人から聞いた
- 7 友人から聞いた
- 8 学校の授業で教わった
- 9 テレビ、ラジオ、映画、新聞で知った
- 10 SNS等のインターネットで知った
- 11 書籍で知った
- 12 講演会や研修で知った
- 13 市や県の広報紙や冊子で知った
- 14 はっきりしない
- 15 その他 ()

② あなたが結婚しようとする相手が、同和地区出身の人だとわかった場合

- 1 自分の意志を貫いて結婚する
- 2 家族や親戚の反対があれば結婚しない
- 3 わからない

③ あなたの職場や近所の人が、同和地区出身の人だとわかった場合

- 1 これまでと同じように、親しくつきあうと思う
- 2 つきあうことは変わらないが、何となく気をつかうと思う
- 3 表面的にはつきあうが、できるだけつきあいはさけていくと思う
- 4 つきあいはやめてしまうと思う
- 5 その他 ()
- 6 わからない

④ あなたの親しい友人が、同和問題について強い偏見をもっていることがわかった場合

- 1 その友人の偏見をただすように、努力すると思う
- 2 誤りは指摘するが、それ以上の努力はしないと思う
- 3 特に何もしないと思う
- 4 その他 ()
- 5 わからない

問8 同和問題に関することで、次のような問題があります。人権上、どれが深刻な問題だと思えますか。(○は3つまで)

- 1 結婚に周囲が反対する
- 2 就職・職場で不利な扱いをする
- 3 差別的な発言をする
- 4 差別的な落書きがある
- 5 結婚や就職などの際に身元調査を行う
- 6 インターネット上に差別的な情報を掲載する
- 7 同和地区住民との交流や交際を避ける人がいる
- 8 同和問題の理解不足につけ込み、高額図書を売りつけるなどの「えせ同和行為」が横行している
- 9 その他 ()
- 10 特に問題はない
- 11 わからない

問9 同和問題の解決のためには、どのようなことが必要だと思いますか。

(○は3つまで)

- 1 同和問題に対して理解を深める教育・啓発活動を推進する
- 2 同和問題について、自由な意見交換ができる環境をつくる
- 3 「えせ同和行為」を防止する取組を充実する
- 4 同和問題についての人権相談体制を充実する
- 5 同和問題や差別のことを口に出さないで、そっとしておく
- 6 その他 ()
- 7 特に必要なことはない
- 8 わからない

同和問題 自然には解決しません

同和問題は、同和地区（被差別部落）と呼ばれる地域の出身者であること、あるいは住んでいることを理由に結婚を反対する。就職や日常生活のうえで様々な差別をするなど、日本固有の人権問題で、未だ解消していません。

平成28年12月16日「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消に関し基本理念を定め、並びに国や地方公共団体の自治体の責務を明らかにすることにより、部落差別の解消を推進することを目的としています。

【女性の人権】

問 1 0 女性に関することで、次のような問題があります。人権上、どれが深刻な問題だと思いますか。（○は3つまで）

- 1 固定的な性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）
- 2 職場における昇給や昇進などの待遇の違い
- 3 家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みの未整備
- 4 ドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）
- 5 職場や学校におけるセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）
- 6 ストーカー（つきまとい）、痴漢行為
- 7 インターネットを介したリベンジポルノ（*3）
- 8 買春、援助交際
- 9 アダルトビデオ、ポルノ雑誌などの性の商品化
- 10 内容に関係がなく女性のヌードや水着姿を掲載した雑誌や広告
- 11 その他（ ）
- 12 特に問題はない
- 13 わからない

（*3）リベンジポルノ（復讐ポルノ）：離婚した元配偶者や別れた元交際相手が相手から拒否されたことの仕返しに、相手の写真や動画など、相手が公開するつもりのない性的画像を無断でネットの掲示板などに公開する行為。

問 1 1 女性の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

（○は3つまで）

- 1 男女同権の考えに基づいた教育・啓発活動を推進する
- 2 結婚、出産、育児、介護にかかわらず、女性が仕事を続けられるような環境を企業や事業所がつくる
- 3 企業や事業者が採用や昇進などにおいて、男女の扱いを平等にする
- 4 行政が行う政策・方針決定に男女が平等に決定権を行使できる
- 5 性を理由とする犯罪の取締りや罰則を強化する
- 6 女性のための人権相談体制を充実する
- 7 マスコミ等が紙面、番組、広告などの内容に配慮する
- 8 男女が共に社会の担い手であるという共同参画の視点から、慣習やしきたりの見直しを行う
- 9 妊娠、出産等に関する健康支援を充実する
- 10 その他（ ）
- 11 特に必要なことはない
- 12 わからない

女性 男女が共にいきいきと

依然として女性差別意識（固定的な性別役割分担意識、男性中心の慣習など）が残っています。職場では改正男女雇用機会均等法などによって改善が進んでいますが、まだまだ女性管理職の登用が少ないのが現状です。また、配偶者からの暴力やモラル・ハラスメント、元交際相手からのリベンジポルノなど女性に対する人権侵害が社会問題となっています。

【子どもの人権】

問 1 2 子どもに関する事で、次のような問題があります。人権上、どれが深刻な問題だと思えますか。(○は3つまで)

- 1 保護者による子どもへの暴力や育児放棄(ネグレクト)などの児童虐待
- 2 大人が子どもの意見を聞かず、自分の意見を子どもに強制すること
- 3 「子どもだから」という理由で、子どものプライバシーを尊重しない
- 4 子どもによる暴力やなかまはずれ、無視などのいじめ
- 5 教師による言葉の暴力や体罰
- 6 不審者によるつきまといなど、子どもの安全をおびやかす行為
- 7 児童買春、児童ポルノ
- 8 暴力や性など、子どもにとって有害な情報の氾濫
- 9 その他()
- 10 特に問題はない
- 11 わからない

問 1 3 子どもの人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思えますか。(○は3つまで)

- 1 子どもが健やかに育つよう、愛情豊かな家庭をつくる
- 2 子どもの人権について理解を深める教育・啓発活動を推進する
- 3 子どもにとって何が最も良いことなのかを常に考える
- 4 子どもの思いや考えが大切にされるなど子どもの個性や自主性を尊重する
- 5 自分を大切にし、他人を思いやる心を持った子どもを育てる
- 6 学校において、いじめ防止の取組みを強化する
- 7 教師に対する研修を充実する
- 8 家庭、学校、地域の連携を強め、社会全体で子どもを育てる
- 9 企業や事業所が子育てしやすい職場環境を作る
- 10 子どもへの人権侵害に対して法的取締を強化する
- 11 子ども自身が安心して話ができる相談体制づくりを充実する
- 12 その他()
- 13 特に必要なことはない
- 14 わからない

子ども 未来をだれに託しますか?

雇用環境の悪化や地域の連帯感の希薄化が進み、地域社会の変化等を背景とした養育力の不足している家族の増加などから、子どもへの虐待が深刻化しています。近隣住民が子どもへの虐待を認識した際には「児童相談所」(087-862-4152)への通報が義務付けられています。また学校でのいじめや不登校などは教育面だけでなく、社会的にも重要な問題です。

【高齢者の人権】

問 1 4 高齢者に関することで、次のような問題があります。人権上、どれが深刻な問題だと思いますか。（○は3つまで）

- 1 経済的な自立が困難である
- 2 仕事やボランティアなどを通して自分の能力を発揮する機会が少ない
- 3 高齢者を子ども扱いやじゃま者扱いし、意見や行動を尊重しない
- 4 判断能力が十分でない高齢者をねらった詐欺などの犯罪が多い
- 5 家族や介護者が嫌がらせや虐待をする
- 6 病院や福祉施設において劣悪な扱いや虐待をする
- 7 建物の階段や道路の段差など、外出先での不便が多い
- 8 その他（ ）
- 9 特に問題はない
- 10 わからない

問 1 5 高齢者の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。（○は3つまで）

- 1 高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できるよう、就業機会、生涯学習やボランティア活動の機会を増やす
- 2 高齢者に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する
- 3 幅広い分野で高齢者和其他の世代との交流を促進する
- 4 高齢者をねらった犯罪の防止など、高齢者の安全や権利を守る取組を強化する
- 5 高齢者に対する虐待などの防止策を徹底する
- 6 建物の階段や道路の段差を解消するなど、バリアフリーを進める
- 7 高齢者のための人権相談体制を充実する
- 8 その他（ ）
- 9 特に必要なことはない
- 10 わからない

高齢者 高齢者がくらしやすいまちに！

急速な高齢化によって介護を必要とする人が増加する中、高齢者に対する身体的・精神的虐待や介護放棄、財産権の侵害などが起きています。高松市では最寄りの地域包括支援センター(087-839-2811)が高齢者に関するさまざまな相談を受け付けています。また定年延長が言われながらも、高齢者の社会参加はまだまだ不十分です。

【障がい者の人権】

問 1 6 障がいのある人に関する事で、次のような問題があります。人権上、どれが深刻な問題だと思いますか。(○は3つまで)

- 1 就職・職場で不利な扱いをする
- 2 スポーツ活動や文化活動に自由に参加できない
- 3 判断能力が十分でない障がいのある人をねらった詐欺などの犯罪が多い
- 4 病院や福祉施設において劣悪な扱いや虐待をする
- 5 建物の階段や道路の段差など、外出先での不便が多い
- 6 店や施設の利用、乗車など、サービスの提供を拒否する
- 7 障がいのあるなしによって、受けることのできる情報に大きな差がある
- 8 じろじろ見たり、避けたりする
- 9 結婚に周囲が反対する
- 10 その他 ()
- 11 特に問題はない
- 12 わからない

問 1 7 障がいのある人の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- 1 障がいのある人への理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する
- 2 障がいのある人に対する日常生活への合理的配慮(*4)を充実する
- 3 障がいのある人が仕事に就く場所や機会をつくる
- 4 障がいのある人に対する虐待などの防止策を徹底する
- 5 ユニバーサルデザイン(誰もが利用できるものという意味)を採り入れた社会環境の整備を進める
- 6 建物の階段や道路の段差を解消するなど、バリアフリーを進める
- 7 障がいのある人をねらった犯罪の防止など、障がいのある人の権利や生活を守る制度を充実する
- 8 障がいのある人のための人権相談体制を充実する
- 9 障がいのある人とない人との交流を促進する
- 10 障がい者が積極的に意見を述べる機会を充実する
- 11 その他 ()
- 12 特に必要なことはない
- 13 わからない

(*4) 合理的配慮：障害者から何らかの助けを求める意志の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと
(障害者権利条約第2条)

障がい者 自立と社会参加を支援

障がいのある人々の社会参加が進んでいますが、いろいろな場面で障壁(バリア)による不利益があることや、障がい者への正しい理解が不足していることによる偏見、差別意識が生じており、まだまだその自立と社会参加が十分とはいえません。平成28年4月1日「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、国及び地方公共団体の責務として、必要な施策を策定し実施することを定めるとともに、国民の責務として、全ての国民が、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めることを定めています。

【外国人の人権】

問 1 8 外国人に関する事で、次のような問題があります。人権上、どれが深刻な問題だと思えますか。(○は3つまで)

- 1 外国の生活習慣や文化などへの理解が不足しており、地域社会の受け入れが十分でない
- 2 就職や仕事の内容、待遇などで、不利な扱いをしている
- 3 店や施設の利用、サービスの提供を拒否する
- 4 アパートなどの住宅への入居が困難である
- 5 じろじろ見たり、避けたりする
- 6 国籍を理由に、結婚に周囲が反対する
- 7 本名を使用することによって差別や不利益を受けることがあるため、やむを得ず通称名を使う人がいる
- 8 災害時に避難所等において不利な扱いを受ける
- 9 偏見による差別的発言・主張(ヘイトスピーチ(*5))
- 10 その他()
- 11 特に問題はない
- 12 わからない

(*5) ヘイトスピーチ(増悪表現) : 人種、出身国、民族、宗教など自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて、個人または集団を攻撃、脅迫、侮辱する発言や行動のこと

問 1 9 外国人の人権が守られるためには、どのようなことが必要だと思えますか。(○は3つまで)

- 1 国際理解・国際協調・多文化共生の関心を深める
- 2 不法な就労や雇用などに対する取締りや罰則を強化する
- 3 外国人のための人権相談体制を充実する
- 4 外国人が安心して生活できるように、外国語でも情報を提供する
- 5 その他()
- 6 特に必要なことはない
- 7 わからない

外国人 心に物差しをもっていますか?

高松市には72カ国4,014人(2017年6月末現在)の外国人の方が中長期間在留しています。交流を通じて相互理解を進めていますが、言語・宗教・文化・習慣などへの理解不足から、雇用や日常生活などで摩擦が起きています。

平成28年6月3日「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行され、国や地方自治体は本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に努めることになっています。

【人権尊重社会実現への取組み】

問 2 6 人権に関する講演会などへ参加したことがありますか。

- 1 ある 問 2 6 - 1、2 へ
- 2 ない 問 2 6 - 3 へ

問 2 6 - 1 問 2 6 で 1 を選ばれた方にお尋ねします。

参加した講演会などはどちらの主催のものでしたか。(〇はいくつでも)

- 1 国、県、市主催の講演会・研修会
- 2 学校や P T A 教育委員会主催の講演会・研修会
- 3 自治会・婦人会等の主催の講演会・研修会
- 4 会社や労働組合等での研修会
- 5 その他 ()

問 2 6 - 2 問 2 6 で 1 を選ばれた方にお尋ねします。

その内容について、どのように評価しますか。(〇は 1 つだけ)

- 1 人権問題の理解が深まり、今後できるかぎりのことをしようと思った
- 2 人権問題について多少は知ることができた
- 3 内容がむずかしすぎて、よくわからなかった
- 4 いつも同じような内容である
- 5 内容がものたりなかった
- 6 その他 ()
- 7 わからない
- 8 こんなことをしても役立たないと思った

問 2 6 - 3 問 2 6 で 2 を選ばれた方にお尋ねします。

どのような理由から参加しませんでしたか。(〇は 1 つだけ)

- 1 講演などが開かれていることを知らなかった
- 2 人権問題のことは、よく知っている(参加するまでもないと思う)
- 3 参加しようと思ったが、やむをえない事情のため参加できなかった
- 4 人権問題に関心がない
- 5 覚えていない
- 6 その他 ()

問 26-4 みなさんにお尋ねします。

今後どのような人権課題に関する内容ならば参加したいと思いますか
(5つ〇をつけてください。)

- 1 同和問題
- 2 女性に関する問題
- 3 子どもに関する問題
- 4 高齢者に関する問題
- 5 障がい者に関する問題
- 6 アイヌの人々に関する問題
- 7 外国人に関する問題
- 8 ハンセン病回復者に関する問題
- 9 HIV (エイズウイルス) 感染者等に関する問題
- 10 刑を終えて出所した人に関する問題
- 11 犯罪被害者等に関する問題
- 12 インターネットによる人権侵害の問題
- 13 北朝鮮当局による拉致被害者及びその家族の人権問題
- 14 ホームレスに関する問題
- 15 性同一性障害者や同性愛者などのLGBTに関する問題
- 16 東日本大震災被災者及び東京電力福島原発事故に伴う被爆者にかかる風評被害等に関する問題
- 17 その他 ()

問 27 あなたは、人権尊重の社会を実現するために、どのような啓発広報活動が効果的だと思えますか。(〇はいくつでも)

- 1 テレビ・ラジオ
- 2 新聞広告や記事
- 3 市の広報紙
- 4 映画・ビデオ
- 5 パンフレット・ポスター
- 6 ホームページ・Eメール・ツイッター (SNS) など
- 7 講演会や講義形式の研修会・学習会
- 8 ワークショップ形式 (専門家をまじえた少人数の討議・活動) の研修会・学習会
- 9 相互の理解を深めるための交流会
- 10 障がいのある人や高齢者などの擬似 (ぎじ) 体験会
- 11 人権問題に関する小説・作文・標語などの募集
- 12 人権問題をテーマとしたイベント (講演会・コンサート・パネル展示などを複合的に実施)
- 13 その他 ()
- 14 わからない

問 2 8 人権に関する高松市の条例などをどの程度知っていますか。

(○はそれぞれ1つだけ)

	内容も多少は 知っている	聞いたこと がある	まったく 知らない
① たかまつ人権尊重都市宣言 (平成5年3月24日)			
② 高松市人権擁護に関する条例 (平成7年9月28日)			
③ 高松市人権教育・啓発に関する基本指針 (平成16年4月策定、28年3月見直し)			

問 2 9 あなたは、人権擁護委員の制度を知っていますか。

- 1 知っている
- 2 知らない

問 2 9 - 1 問 2 9 で 1 を 選 ば れ た 方 に お 尋 ね し ま す。

人権擁護委員の活動について、あなたが知っていることを選んでください。(○はいくつでも)

- 1 人権擁護委員という言葉は聞いたことがあるが、活動の内容については知らない
- 2 相談活動
- 3 啓発・広報活動
- 4 救済活動

人権擁護委員

高松市では現在43名の方がこんな活動をしています

- 1 相談活動 (面接相談・電話相談・インターネット相談・手紙相談)
 - 2 啓発・広報活動 (人権フェスティバルによる啓発、保育所・幼稚園、小・中学校における人権教室の実施、小学校における人権啓発標語コンテスト、人権の花運動、中学校を対象とした人権作文コンテスト、一般企業における人権啓発)
 - 3 救済活動 (人権侵犯に関する救済活動、通報・報告などにより適切な救済活動)
- * 人権擁護委員の方々は「高松法務局人権擁護部」に交代で常駐している他、地域のコミュニティセンターなどで相談を受け付けています。

最後にあなた自身のことについておうかがいします。

○ あなたの性別（戸籍上）

- 1 男
- 2 女

○ あなたの年齢は（平成29年8月1日現在の満年齢）

- 1 18～19歳
- 2 20～29歳
- 3 30～39歳
- 4 40～49歳
- 5 50～59歳
- 6 60～69歳
- 7 70～79歳
- 8 80歳以上

○ あなたの職業は

- 1 農業・漁業従事者（家族従事者を含みます）
- 2 自営業（家族従事者を含みます）又は自由業
- 3 民間の企業や団体の経営者・管理者
- 4 民間の企業や団体の勤務者
- 5 民間の教育、福祉、医療関係の企業や団体の経営者・管理者
- 6 民間の教育、福祉、医療関係の企業や団体の勤務者
- 7 公務員（公団、公社などの職員を含みます）
- 8 家事専業
- 9 学生（受験勉強中の方を含む）
- 10 その他
- 11 職業についていない

お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。

調査票は、返信用封筒に入れて返送してください。

（切手は不要です）

ご面倒ですが、よろしくお願いいたします。



高松市人権尊重シンボルマーク

このシンボルマークは「人」の文字をモチーフにのびのびと前向きに歩む姿をデザイン化しております。